

在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 授業料規則

(目的)

第1条 本規則は、北京日本人学校学則第28条第2項に基づき、授業料の明確化を図ることを目的として定める。

(制定)

第2条 本規則は、学校運営理事会において定める。

(授業料)

第3条 授業料は、年額28,800元とする。

2 編入学月又は退学月の授業料は、暦日数で計算し、1日あたり300元とする。ただし、月額2,400元を上限とする。

※ 暦日数とは、土曜日、日曜日及び北京日本人学校学則第15条第1項第6号を含めるものとする。

3 退学の場合、既納された退学日以降の授業料を返金する。

4 長期休業中の編入学の際は、新学期開始日をもって授業料の徴収開始日とすることができる。

5 授業料の改定は、前年度12月までの学校運営理事会の議決を経て、新年度から実施する。

6 第4条に定める場合を除き、授業料の減免については、原則として認めない。

7 ここに定める授業料以外に、個別に負担すべき費用が発生した場合、適宜協議の上その金額及び納付方法等を決定する。

(授業料の減免)

第4条 校長は、次の各号に掲げる場合について、学校運営理事会の承認を得て、当該児童生徒の授業料を免除することができる。

(1) 児童生徒が伝染病にかかり、医師の判断に基づき、2か月以上継続して出席停止となった場合

(2) 重い病気や怪我でやむを得ず2か月以上継続して欠席し、保護者から出席の猶予願いが出た場合

第5条 前条の各号に該当する場合の授業料の計算は、次の各号のとおりとする。

(1) 出席が1日もなかった月の授業料は免除する。

(2) 欠席(出席停止)開始月及び出席開始月の授業料については、暦日数で計算し、1日あたり300元とする。ただし、月額2,400元を上限とする。

(3) 上記に定めるほか、判断に困難な場合には、学校運営理事会において協議する。

(請求と領収)

第6条 授業料は、四半期ごとに徴収する。

2 授業料は、設定した集金日に現金または銀行振込みでの納入を受ける。

(授業料滞納)

第7条 授業料およびその他学校が申し受けるべき費用の滞納があった場合、学校は当該保護者に対し、延滞利息を請求する。延滞利息の計算方法は以下の通り。

滞納金額×1万分の4×滞納日数

2 滞納が発生した場合、事務局長は滞納保護者に対して1週間以内に督促状(メールを含む)を送付し、保護者の督促状受領を確認する。

3 滞納が1ヶ月以上にわたる場合、学校は当該保護者に返済誓約書の提出を求める。返済誓約書では、授業料(もしくはその他の費用)及び延滞利息の返済期限を滞納発生日から2ヶ月以内とする。

4 滞納が2ヶ月以上にわたる場合、学校は校長名で当該保護者と返済契約書を取り交わす。返済契約書では、授業料(もしくはその他の費用)及び延滞利息の返済期限を滞納発生日から3ヶ月以内とする。

5 当該保護者が返済誓約書提出や返済契約書締結を拒否する場合及び、返済契約書で約定した期日までに滞納が解消されない場合、校長は、学校運営理事会の承認を得て、児童生徒の退学を命じることができる。滞納授業料(もしくはその他の費用)と延滞利息に対する法的措置については、学校運営理事会の承認のうえこれを行なう。

(改正)

第8条 本規則の改正は、学校運営理事会の審議決定をもって行う。

2004年12月17日制定

2006年 3月 3日改正

2007年 6月25日改正

2010年11月22日改正

2011年 3月21日改正

2013年 9月16日改正

2016年 4月 1日改正

2021年 6月21日改正

2022年 3月21日改正